

令和7年度狩猟免許試験のお知らせ

令和7年度の狩猟免許試験を次のとおり実施します。（第2回目の試験会場が変更になります。）

1 狩猟免許の試験区分

狩猟免許試験を次の4種類に区分して行います。

(1) 網猟免許	網〔むそう網、はり網等の猟具〕を使用する猟法
(2) わな猟免許	わな〔くくりわな、はこわな等の猟具〕を使用する猟法
(3) 第一種銃猟免許	銃器〔装薬銃、空気銃（圧縮ガス銃を含む。）〕を使用する猟法
(4) 第二種銃猟免許	空気銃〔圧縮ガス銃を含む。〕を使用する猟法

2 狩猟免許試験の日時・場所・試験区分・申込期限

試験日の日程は、午前中に知識試験を受けていただき、知識試験に合格した方は午後に適性試験及び技能試験を受けていただきます。

網猟、銃猟免許試験については、第3回目及び第4回目に実施します。

	第1回目 【申込期限】 令和7年6月16日(月)	令和7年7月10日(木曜日) 10時から17時まで(受付:9時30分～) ・試験会場:「相知交流文化センター」 唐津市相知町中山3600番地8 ・試験区分:わな猟
変更	第2回目 【申込期限】 令和7年7月4日(金)	令和7年7月30日(水曜日) 10時から17時まで(受付:9時30分～) ・試験会場:「鹿島新世紀センター 2階会議室」 鹿島市納富分2643-1 ・試験区分:わな猟、網猟※今回追加
	第3回目 【申込期限】 令和7年7月4日(金)	令和7年8月3日(日曜日) 9時から17時まで(受付:8時30分～) ・試験会場:「佐賀県射撃研修センター」 佐賀市大和町大字久池井3669番地 ・試験区分:網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟
	第4回目 【申込期限】 令和7年11月7日(金)	令和7年12月7日(日曜日) 9時から17時まで(受付:8時30分～) ・試験会場:「佐賀県射撃研修センター」 佐賀市大和町大字久池井3669番地 ・試験区分:網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟
	第5回目 【申込期限】 令和7年12月25日(木)	令和8年1月25日(日曜日) 10時から17時まで(受付:9時30分～) ・試験会場:「春日公民館(ウェルネス大和)」 佐賀市大和町大字尼寺1875番地 ・試験区分:わな猟
	【予備講習について】 試験の実施にあたり、一般社団法人佐賀県猟友会が主催で予備講習が行われます。 お問い合わせにつきましては、佐賀県猟友会へご連絡ください。(受講は必須ではありません。)	

3 手数料及び試験の内容

次のとおり狩猟免許を初めて取得する方と狩猟免許をお持ちの方では、手数料や試験の内容が異なります。手数料は収入証紙で納めてください。(収入印紙ではありませんのでご注意ください。)

※県で受理した手数料は、佐賀県手数料条例で定める理由の他は返還しません。

- | | |
|---------------------------|--|
| (1) 狩猟免許を初めて取得する方 | ・ 手数料 佐賀県収入証紙5,200円分(試験区分の1種類につき)
・ 試験の内容 知識試験(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具に関する知識)
適性試験(視力、聴力、運動能力)
技能試験(鳥獣判別、猟具の取扱いや架設等の実技) |
| (2) 現在狩猟免許をお持ちで別の種類を取得する方 | ・ 手数料 佐賀県収入証紙3,900円分(試験区分の1種類につき)
・ 試験の内容 知識試験(猟具に関する知識)
適性試験(視力、聴力、運動能力)
技能試験(鳥獣判別、猟具の取扱いや架設等の実技) |

4 受験資格

次に該当する方は、狩猟免許試験を受けることができませんので注意してください。

- (1) 佐賀県内に住所を有しない方
- (2) 狩猟免許試験実施日に20歳に満たない方(網、わなに限り18歳に満たない方)
- (3) 統合失調症、そううつ病、てんかん等、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている方
- (4) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒の方
- (5) 上記(3)(4)以外で、自己の行為の是非を判断し、又はその判別に従って行動する能力がない、又は著しく低い方
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない方
- (7) 狩猟免許を取り消され、その取消の日から3年を経過しない方
- (8) 不正な手段によって狩猟免許試験を受験し、又は受験しようとしたため、受験を禁止されている方

5 申し込み手続等

申請書は、一般社団法人佐賀県猟友会(電話0952-26-6543)又は最寄りの一般社団法人佐賀県猟友会各支部で配布しております。

申請書に必要な事項を記入し、次のものを添えて下記へ提出してください。

(1) 添付書類等

- ・銃砲所持許可証(写)又は医師の診断書(概ね申請前6ヶ月以内)
(医師の診断書は、上記「4受験資格」の(3)から(5)までに該当しない旨の記述が必要です。)
 - ・佐賀県収入証紙
(手数料として必要な金額分を申請書に貼り付けること。)
 - ・写真1枚
(申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm×横2.4cmの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。)
- 佐賀県のホームページから申請書と医師の診断書の様式をダウンロードできます。
(http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00360440/index.html)

6 その他

適性試験では、視力・聴力・運動能力を行います。
補聴器や眼鏡等を使用されている方は、当日忘れないようにしてください。

7 申し込み先

〒840-0027 佐賀市本庄町本庄278番地4
一般社団法人 佐賀県猟友会 (電話0952-26-6543)

8 問い合わせ先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県農林水産部 生産者支援課 鳥獣対策担当 (電話0952-25-7113)

【個人情報の取扱いについて】

狩猟免許申請において提出された個人情報は、狩猟免許申請の審査、狩猟免許を受けた者に対する指導監督等の目的にのみ使用し、それ以外の目的においては使用いたしません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県個人情報保護方針
(http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00319144/index.html)で定められております。

【狩猟免許試験の得点の開示について】

この試験の結果は、以下の内容について情報の提供を受けることができます。

情報提供を希望される場合は、受験者本人であることを証明する書類(受験票、免許証等)を持参の上、9時~17時までの間に、生産者支援課に直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除きます。(試験結果の情報提供は受験者本人以外に対して行うことはできません。)

- ・情報提供する内容：試験科目別の得点
 - ・情報提供方法：閲覧
 - ・情報提供することができる期間：合格発表の日から1か月間
- なお、電話、はがき等による情報提供は行っていません。